

## 千曲市社会福祉協議会移送自動車貸し出しサービス事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が車椅子のまま搭乗できる自動車と寝たきりの人がストレッチャーのまま搭乗できる自動車を貸し出すことにより日常生活等の便宜を図ることを目的とする。

### (利用者の範囲)

第2条 利用できる者は、千曲市在住でかつ、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 身体的な障害、高齢等により歩行が困難な者
- (2) その他、社協会長（以下「会長」という。）が利用を必要と認めた者

### (利用時間)

第3条 利用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、利用後は、速やかに返却しなければならない。

### (利用できる距離)

第4条 利用できる距離は、150キロメートル以内とする。

### (利用の回数)

第5条 利用できる回数は、1か月5回以内とする。

### (登録)

第6条 利用者は、別表のとおり社協賛助会員（単年度）の加入とともに「移送自動車貸し出しサービス事業利用登録申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び運転者の免許証の写しを添付し、会長宛に提出し登録するものとする。

### (申し込み)

第7条 利用の申し込みは、電話連絡等による予約制とし、利用予定日の1か月前から申し込みができる。ただし、利用の取り消し又は変更の場合は、速やかに社協に報告しなければならない。

### (個人情報の保護)

第8条 申請書等における個人情報は、この事業目的以外には使用しない。

### (利用料金)

第9条 利用料金は、無料とする。

(運転者)

第10条 運転者は、利用者の家族若しくは家族の依頼した者とする。

- 2 運転者は、常に交通規則を厳守するとともに利用後は、記録簿に所要事項を記載し、清掃して返却しなければならない。

(賠償責任)

第11条 利用者は、事故等が発生した場合は、速やかに必要な処置をとるとともに社協へ報告しなければならない。

- 2 事故に伴う賠償は、加入している自動車保険の範囲内とし、これを超えた場合は、全て利用者が負担しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別表) (第6条関係)

登録月	加入口数
4月～9月	4口
10月～3月	2口